

「みやぎ県有林」J-クレジット創出事業 質問回答書

令和6年10月7日

質問事項	回答事項
<p>【質問1】 企画提案募集要領の第2応募資格の11に関して、「J-クレジット制度を熟知するとともに、森林管理プロジェクトの登録申請及びJ-クレジットの認証申請並びにJ-クレジット販売の経験を有する者であること。」という複数の実績を網羅する実績要件は、当社1事業者では満たせない条件となります。 仮に複数事業者で共同提案を行う場合に、この複数の実績要件について共同提案を行う複数事業者それぞれの実績を合わせて網羅することでも、11の要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>【回答1】 企画提案募集要領 第2 応募資格に記載のとおり、複数事業者による共同提案を行う場合は、1から11までの項目を満たす1事業者を代表者とする共同提案による参加は可能としています。 この場合は、代表者を除く、全事業者が企画提案募集要領 第2 応募資格に記載している2から11までの項目を満たす必要があります。</p>
<p>【質問2】 質問1に関連して、企画提案募集要領の第2応募資格の12に関して、「上記1から11を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が2から11を満たさなければならない。」とありますが、質問1と同様に、全事業者が11を満たすのではなく、共同提案を行う複数事業者それぞれの実績を合わせて網羅することでも、要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>【回答2】 全事業者が、企画提案募集要領 第2 応募資格12に記載しているとおり、2から11までの項目を満たす必要があります。</p>
<p>【質問3】 応募資格11条に「J-クレジット制度を熟知するとともに、森林管理プロジェクトの登録申請及びJ-クレジットの認証申請並びにJ-クレジット販売の経験を有する者であること。」とあります。 こちらの「J-クレジットの認証申請」とは、森林管理に限らず、省エネ・再エネ等J-クレジット全般の認証申請である認識で良いでしょうか。</p>	<p>【回答3】 本事業は、森林管理に係るJ-クレジット認証申請並びに販売の経験を有する者を参加可能としています。</p>
<p>【質問4】 年間の主伐の面積がわかれば教えていただけますでしょうか。</p>	<p>【回答4】 認証対象期間における事業対象森林の主伐の計画はありません。</p>
<p>【質問5】 2025年度第1回目認証委員会でのプロジェクト登録を目指すスケジュールでよろしいでしょうか。</p>	<p>【回答5】 企画提案書の構成等 2(3)及び企画提案書3 業務工程に記載しているとおり、提案者より業務毎の全工程を提示ください。</p>

<p>【質問 6】 モニタリングも共同創出者により実施するものと認識しております。モニタリング方法はドローンによる空撮でもよろしいでしょうか。</p>	<p>【回答 6】 J-クレジット制度事務局が定めた制度文書に遵守するものであれば可とします。</p>
<p>【質問 7】 クレジット認証の頻度はどの程度を想定されていますでしょうか。</p>	<p>【回答 7】 クレジット認証は毎年度となります。</p>
<p>【質問 8】 プロジェクト登録予定の森林経営計画の数はいくつになりますでしょうか。</p>	<p>【回答 8】 登録予定の森林経営計画は1つとなります。</p>
<p>【質問 9】 森林所有者に対する説明会（もしくは手紙での案内）は宮城県様で実施される認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>【回答 9】 事業対象とする森林は全て宮城県が所有している森林となります。</p>
<p>【質問 10】 妥当性確認費用は共同創出者が負担するとありますが、モニタリング審査費用は宮城県様が負担されるのでしょうか。</p>	<p>【回答 10】 J-クレジット創出に係る妥当性確認審査やモニタリング審査等の共同創出者が行う業務は、仕様書（案） 8 業務内容（2）のとおり、共同創出者の負担となります。</p>
<p>【質問 11】 プレゼンテーション審査につきまして、現地出席に加え、web 上での出席も可能でしょうか。</p>	<p>【回答 11】 出席者は、現地出席及びweb出席を含めた計3人以内となります。ただし、プレゼンテーション審査にあたり、1人以上は現地出席してください。 なお、web出席に伴う通信状況については、保障致しかねます。</p>